

奈良県訓令第十四号

労働委員会事務局

総務部総務厚生センター

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第六条第一項第三号中「超過勤務及び休日勤務命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同項第四号中「並びに週休日の振替え等」を削り、同項第五号中「公表」を「及び公表」に改め、同項第六号中「及び届」を「届」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の採用、退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関すること。